

## 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準の一部改正の概要

- 「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」に、「入所者が選定する特別な食事について(平成12年3月30日・老企第53号)」を基にして、利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準を新たに追加する(省令改正により告示事項になったため)とともに、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(以下「指針」という。)」を踏まえ、改正するものである。

なお、対象となるサービスは、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設であり、通所介護、通所リハビリテーションは含まない。

- 題名を、  
「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」から  
「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」に変更する。

### (1) 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準(第一号)

- 現行の特別な居室等の提供に係る基準は次のとおりであり、改正による内容の変更はない。
- ① 特別な居室等の定員が、1人又は2人であること
  - ② 当該施設等の特別な居室等の定員の合計数が都道府県知事に提出する運営規程に定められている利用者等の定員で除して得た数が、おおむね100分の50(国が開設する病院(診療所を含む。以下同じ。))は100分の20、地方公共団体が開設する病院は100分の30)を超えないこと
  - ③ 特別な居室等の利用者等一人当たりの床面積が、一定以上であること(短期入所生活介護→10.65㎡、短期入所療養介護→介護老人保健施設8㎡ 病院6.4㎡、介護老人福祉施設→10.65㎡、介護老人保健施設→8㎡、介護療養型医療施設→6.4㎡)
  - ④ 特別な居室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者等から受けるのにふさわしいものであること
  - ⑤ 特別な居室等の提供が、利用者等への情報提供を前提として利用者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと
  - ⑥ 特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。
- 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準に、新たに次の内容を追加する。  
特別な居室、療養室及び病室の提供に当たっては、指針に規定する居住及び滞在に係る利用料の追加的費用であることを利用者又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

※ 従来型個室に入所(利用、入院を含む。以下同じ。)している者で、次の要件に該当するものについては、特別な室料の支払を利用者等から受けることはできないものとする。【従来型個室の経過措置】

#### ○ 既入所者等の要件

平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去1月間(従来型個室に入所する期間が1月間に満たないときは、当該入所期間)にわたり、当該個室に係る特別な室料を払っていないもの

#### ○ 新規入所者等の要件

平成17年10月1日以後、従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が30日以内であるもの
- ・ 居住する居室等の面積が、一定以下であるもの  
(※) 特別養護老人ホーム 10.65㎡、介護老人保健施設 8㎡、介護療養型医療施設 6.4㎡
- ・ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

○ 経過措置について（制定文関係）

- ・ 現行の規定において、平成 12 年 3 月 31 日現在、定員が 3 人又は 4 人である病室について、特別な室料の支払を受けている病院は、当分の間、徴収できることとしており、当該措置を継続する。
- ・ 平成 12 年 3 月 31 日現在、特別な室料の支払を受けている病院であって、特別な病室の定員が全体の入所定員のおおむね 100 分の 50（国が開設する病院は 100 分の 20、地方公共団体が開設する病院は 100 分の 30）を超えているものについては、平成 17 年 3 月 31 日まで徴収できることとしていたが、現時点において、既に失効しているところ。
- ・ 現行の規定において、平成 12 年 3 月 31 日現在、特別な室料の支払を受けている介護老人保健施設、病院の療養室等であって、床面積が 8.0 m<sup>2</sup>未満（病院は、6.4 m<sup>2</sup>未満）のものについては、当分の間、徴収できることとしており、当該措置を継続する。

(2) 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準（第二号）

① 特別な食事の内容等について

- A 特別な食事が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指針に規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること
- B 事業所等において、次に掲げる配慮がなされていること
  - ・ 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者等ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること
  - ・ 食堂、食器等の食事の提供を行う環境について衛生管理がなされていること
  - ・ 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと

② 特別な食事に係る利用料の額について

特別な食事に係る利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針に規定する食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする

③ その他

- A 特別な食事の提供は、予め利用者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと
- B 利用者等又はその家族への情報提供に資するために、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする
  - ・ 事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者等に対して、利用者等が選定する特別な食事の提供を行えること
  - ・ 特別な食事の内容及び料金
- C 特別な食事を提供する場合は、当該利用者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること
- D 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針に規定する食事に係る利用料の追加的費用であることを利用者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること

根拠法令 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）

介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の概要

- 特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するに当たり、食費の基準費用額を1日当たり1,380円とする。

介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに介護保険法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の概要

- 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するに当たり、居住又は滞在に要する費用の基準費用額をそれぞれ1日当たりユニット型個室1,970円、ユニット型準個室1,640円、従来型個室（特養）1,150円、従来型個室（老健・療養型等）1,640円、多床室320円とするもの。

## 介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二

### 第二項第一号に規定する食費の負担限度額の概要

- 介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するに当たり、食費の負担限度額をそれぞれ1日当たり利用者負担第3段階の者については650円、第2段階の者については390円、第1段階の者については300円とする。

# 介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の概要

## ○ 介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するに当たり、居住又は滞在に要する費用の負担限度額をそれぞれ1日当たり

(1) 第3段階である場合

ユニット型個室1,640円、ユニット型準個室1,310円、従来型個室(特養)820円、従来型個室(老健・療養型等)1,310円、多床室320円

(2) 第2段階である場合

ユニット型個室820円、ユニット型準個室490円、従来型個室(特養)420円、従来型個室(老健・療養型等)490円、多床室320円

(3) 第1段階である場合

ユニット型個室820円、ユニット型準個室490円、従来型個室(特養)320円、従来型個室(老健・療養型等)490円、多床室0円と定めるもの。

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の概要

- 介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費を創設するに当たり、介護保険法の施行以前から特別養護老人ホームに入所していた者の食費の特定基準費用額を1日当たり1,380円とする。

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の

概要

- 介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費を創設するに当たり、介護保険法の施行以前から特別養護老人ホームに入所していた者の居住又は滞在に要する費用の特定基準費用額をそれぞれ1日当たりユニット型個室1,970円、ユニット型準個室1,640円、従来型個室（特養）1,150円、多床室320円とするもの。



# 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定 負担限度額の概要

## ○ 介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費を創設するにあたり、介護保険法の施行以前から特別養護老人ホームに入所していた者の食費の特定負担限度額をそれぞれ1日当たり利用者負担第3段階の者については650円、第2段階の者については390円、第1段階の者については300円とする。

# 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の概要

## ○ 介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額

施設給付の見直しを本年10月から施行することに伴い、介護保険の給付として特定入所者介護サービス費を創設するに当たり、介護保険法の施行以前から特別養護老人ホームに入所していた者の居住に要する費用の負担限度額をそれぞれ1日当たり

### (1) 第3段階である場合

ユニット型個室1,640円、ユニット型準個室1,310円、従来型個室(特養)820円、多床室320円

### (2) 第2段階である場合

ユニット型個室820円、ユニット型準個室490円、従来型個室(特養)320円、多床室320円

### (3) 第1段階である場合

ユニット型個室820円、ユニット型準個室490円、従来型個室(特養)320円、多床室0円

と定めるもの。

## 居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針の概要

- 平成 17 年 10 月 1 日より、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設での、居住費（滞在費を含む。以下同じ。）と食費が保険給付の対象外となり、具体的な金額等は利用者と事業者の契約により定められることになるため、当該契約が適正に行われるよう、下記のとおり指針を定める。

### ① 適正な手続の確保について（第一号）

- ・利用者又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと【通所介護・通所リハビリテーション以外は、省令事項】
- ・当該契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること（通所介護・通所リハビリテーションは除く。）【省令事項】
- ・居住費・食費の具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、都道府県知事に提出する運営規程へ記載するとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと

### ② 居住費・食費について（第二号）

#### A 居住費

##### 1) 居住費は以下の費用の額を基本とすること

- ・ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室→室料及び光熱水費に相当する額
- ・多床室→光熱水費に相当する額

※ 従来型個室に入所（利用、入院を含む。以下同じ。）している者で、次の要件に該当するものは、居住費の負担について、多床室と同様に取り扱い、光熱水費に相当する額のみとする。【従来型個室の経過措置】

#### ○既入所者等の要件

平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去 1 月間（従来型個室に入所する期間が 1 月間に満たないときは、当該入所期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を払っていないもの

#### ○新規入所者等の要件

平成 17 年 10 月 1 日以後、従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が 30 日以内であるもの
- ・居住する居室等の面積が、一定以下であるもの  
(※) 特別養護老人ホーム 10.65㎡、介護老人保健施設 8㎡、介護療養型医療施設 6.4㎡
- ・著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

##### 2) 居住費の水準の設定に当たって勘案すべき事項

- ・施設の建設費用（修繕費用・維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）
- ・近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

#### B 食費

- ・食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること

### ③ その他（第三号）

- ・利用者が選定する特別な居室等・特別な食事の提供に係る利用料については、居住費・食費と明確に区分して受領すること

根拠法令 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）